

令和 8 年度 奈良市会計年度任用職員 子ども安心課【児童相談所 心理判定員】

応募締切：令和 8 年 2 月 20 日（金）16 時まで

1. 募集内容等

採用予定人数	2 名
職務内容	児童心理司として子どもや保護者の相談に応じ、診断面接・心理検査・観察等、主に子どもの心理判定業務を行い、必要に応じて緊急な事案に対応する。
募集要件 受験資格	次の（ア）（イ）をいずれも満たす人 （ア）児童心理司の任用資格を有する人（児童福祉法第 12 条第 5 項） （イ）パソコン（Word,Excel）の基本的な操作が可能であること。
※地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

2. 勤務条件等

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
勤務地	奈良市子どもセンター（奈良市柏木町 263 番地の 2）
給与	・月額 216,750 円/月 ・年間 180 日勤務 ※期末勤勉手当の支給あり。ただし、在職期間に応じて、支給率は変動します。 ※片道 2 km 以上の場合、通勤手当相当分の支給対象。ただし、上限・要件あり。 ※条例改正により、上記の給料単価に改正が生じる場合があります。 ※年度途中の条例改正等により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる場合があります。
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（休憩 1 時間）
休日	土曜日、日曜日及び月曜日から金曜日のうち所属長が指定する日並びに祝日及び年末年始
休暇	（月額）年次有給休暇他
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第 22 条及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後 1 か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員

	として正式採用となります。
社会保険	奈良県市町村職員共済組合（健康保険）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

3. 申込方法等

申込方法	以下のWeb申込フォームから必要事項を入力の上、お申し込みください。 （Web申込フォーム） https://logoform.jp/f/ZQ6pL 
選考方法 選考日時	（1）書類選考（エントリーフォーム入力内容により選考を行います） 顔写真、募集要件に該当する資格がわかるもの（資格証・成績証明書等）の写真データの添付が必要です。また、小論文の課題があります。（800字程度） 小論文テーマ「児童虐待対応における児童心理司の役割と被虐待児の自己肯定感」 （2）面接試験 採用担当者から書類選考に合格した方へ個別に連絡し調整します。

採用予定日	令和 8 年 4 月 1 日
結果通知	本人宛に郵送します。

問い合わせ・申込先

<住所>〒630-8031 奈良市柏木町 263 番地の 2 奈良市子どもセンター

<担当課>子ども安心課

<電話番号>0742-93-6595

<受付時間>土日及び祝日を除く 午前 9 時～午後 5 時

※ 申込書に記載された個人情報は、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 任用となった場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録(人材管理システム)に登録し、庁内で共有いたします（人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理を担うシステムであり、原則、市民等外部に公開されるものではありません）。

※ 給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定する可能性があります。

※ 今後の予算に係る議決状況により、当該募集が取り消されることや任用されないことがあります。

【別紙】（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの